

介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表

1、利用者負担額

法定代理受領サービス分(通常の場合)	厚生労働大臣が定める基準による額の2割
法定代理受領サービス分以外(居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合等)	厚生労働大臣が定める基準による額(全額)

【2割負担の額】

			日中		
			訪問看護	予防訪問看護	
訪問 1 回 に つ き 算 定	所 要 時 間	20分未満 ※2	看護師	628円	606円
		30分未満	看護師	942円	902円
		30分以上 60分未満	看護師	1646円	1588円
		60分以上 90分未満	看護師	2256円	2180円
		理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士 1日2回を超える場合は 90/100		588円	568円
【注】早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)の場合 100分の25を加算 ※1 深夜(午後10時～午前6時)の場合 100分の50を加算 ※1 准看護師が訪問する際は看護師が訪問する際の所定単位数の90%で算定 ※1 厚生労働省指定の対象者に限り、月2回目以降の計画外訪問時に加算 ※2 20分未満の算定要件 週に1回以上20分以上の訪問看護の実施をしている					
加算項目		内 容		利 用 料	
複数名訪問加算(Ⅰ)(30分未満)		2人の看護師同時に訪問看護を行う場合		508円	
		看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合		402円	
複数名訪問加算(Ⅱ)(30分以上)		2人の看護師同時に訪問看護を行う場合		804円	
		看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合		634円	
長時間訪問看護加算		特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問を行った場合に算定		600円	
サービス提供体制 強化加算		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		12円	
		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		6円	

月 1 回 算 定	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(Ⅱ)	①24時間対応体制実施ステーションで利用者等から同意を得た場合に算定	1148円
	(月の初回訪問時に加算)	②緊急時訪問における看護業務負担軽減、業務管理等の体制の整備	1200円
		①②に適合	
	特別管理加算(月初回時加算)	特別管理加算(Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	1000円
		特別管理加算(Ⅱ) 在宅酸素療法指導加算等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等であること	500円
	専門管理加算	特定行為研修を修了した看護師による計画的な管理を行った場合	500円
	口腔連携強化加算	歯科医療機関と連携し口腔の健康状態の評価を行った場合	100円
ターミナルケア加算	ターミナルケア実施時に算定 (介護予防訪問看護の場合を除く)	5000円	
遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用い在宅で死亡診断の補助を行った場合	300円	
初 回 訪 問 時 算 定	退院時共同指導加算 初回の訪問時1回算定 ※特別な管理を要する物である場合、2回	退院前に指定医療機関と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合	1200円
	初回加算(退院時共同加算を算定する場合は算定できない)	・新規に訪問看護計画を作成した利用者 ・病院・介護保険施設の退所、退院後に初回訪問	600円
		新規に訪問看護計画を作成した利用者で 病院・介護保険施設の退所、退院日に初回訪問	700円
	看護体制強化加算 (評価加算)	看護体制強化加算(Ⅰ) ・前12月ターミナルケア加算算定者が5名以上	1100円
看護体制強化加算(Ⅱ) ・前12月ターミナルケア加算算定者が1名以上		400円	
予防看護体制強化加算 在籍看護師の割合が60%以上	看護体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)共通 ・前6月間、緊急時訪問看護加算算定者が50/100以上 ・前6月間、特別管理加算算定者が20/100	200円	

減算 (訪問回数当たり)	業務改善計画未策定減算	業務改善計画の未策定	所定単位数の100分の1
	高齢者虐待防止未実施減算	高齢者虐待する為の措置を講じてない場合	所定単位数の100分の1
	理学療法士等の訪問	特別管理加算等を算定の方	
		① 12ヵ月を超えて訪問	① 10円
	予防訪問看護	② 理学療法士等が看護師の訪問回数を超過	② 16円
		③ ①、②共に該当の方	③ 30円
	訪問看護	特別管理加算等を未算定の方	16円
		12ヵ月を超えて訪問	30円
訪問看護	特別管理加算等を算定の方		
	①看護師の訪問回数を超過	16円	
	特別管理加算等を未算定の方	16円	

2、その他の利用料 (全額自己負担)

種類	内 容		金額	
超過料金	1時間30分を超えて訪問看護を提供する場合	日 中	午前8時～午後6時	30分毎に1,300円
		早 朝	午前6時～午前8時	30分毎に1,630円
		夜 間	午後6時～午後10時	
		深 夜	午後10時～午前6時	30分毎に2,000円
自費訪問	すべての時間自費で訪問看護を提供する場合	最初の訪問 30分		4,000円
		日 中	午前8時～午後6時	10分毎に1,000円
		早 朝	午前6時～午前8時	10分毎に1,250円
		夜 間	午後6時～午後10時	
深 夜	午後10時～午前6時	10分毎に1,350円		
交通費	ステーション車を使用した場合 千歳・恵庭以外の地域		1回の訪問毎に一律500円	
交通費	公共交通機関利用/営業者利用(要請による)の場合		実 費	
吸引機	喀痰吸引機(一ヵ月)		2,500円	
代行費	医療機関等から点滴、衛生材料、薬等の受領、医療機関代行受診等		1回の代行毎に一律500円	
死後の処置料	指定訪問看護に連続した場合		5,000円	